

Z—69—D

第 69 回税理士試験

法人税法

解答

資格★合格クレール

Z-69-D [第一問] 解答

問 1

(1)

① 会計期間を定めている場合	④△
事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（以下「会計期間」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款等に定めるものをいう。	
② 会計期間を定めていない場合	②△
法令又は定款等に会計期間の定めがない法人は、設立等の日以後2月以内に、会計期間を定めてこれを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。その届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長は、その会計期間（人格のない社団等は、その年の1月1日から12月31日）を指定し、書面によりその旨を通知する。	
③ 会計期間が1年を超える場合	②△
これらの期間が1年を超える場合は、その期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）とする。	

(2)

ケース1

①	内国法人が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合	②○
②	イ その事業年度開始の日から解散の日までの期間 ロ 解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間	(2つ書けて②○)

(2) 続き

ケース 2

①	法人が事業年度の中途において合併により解散した場合 ②〇
②	その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間 ②〇

ケース 3

①	清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合 ②〇
②	その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間 ②〇

問2

(1)

交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に 対する接待・供応・慰安・贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。 ④〇

(2)

1	専ら従業員の慰安のための運動会等のために通常要する費用 ①〇
2	カレンダー、手帳、扇子等の物品の贈与費用 ①〇
3	会議に関連して、茶菓、弁当等を供与するための費用 ①△
4	飲食費で一人当たりの支出額が5,000円以下のもの。なお、一定の書類を保存している場合に限り、適用する。 ①△
5	出版物又は放送番組の取材のために通常要する費用 ①△

(3)

①	<p>接待飲食費の額の50%相当額と定額控除限度額のいずれか多い金額 ①〇</p> <p>なお、定額控除限度額とは下記の算式により計算される。 ①〇</p> $800\text{万円} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$ <p>定額控除限度額の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算に明細書の添付がある場合に限り、適用する。 ②×</p>
②	<p>接待飲食費の額の50%相当額 ①〇</p>

(4)

<p>交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。以下「飲食費」という。）であって、帳簿書類により飲食費であることが明らかにされているものをいう。 ④〇</p>

(3)

事実 関係	該当の可否とその理由
1	<p>支出した 500,000 円は交際費等に該当する。 ②○</p> <p>売上割戻しを預り金として積み立て、一定額に達した場合にその積立金により得意先を旅行、観劇に招待するときは、積立事業年度で損金算入しないで、旅行等実施日の交際費等とする。なお、旅行不参加者に積立金を返戻しても、その返戻額は交際費となる。 ②○</p>
2	<p>支出した 150,000 円は交際費等に該当しない。 ②○</p> <p>法人の工場内、工事現場等において、無事故等の記録が達成されたことに伴い、その工場内、工事現場等において経常的に業務に従事している下請企業の従業員等に対し、自己の従業員等とおおむね同一の基準により表彰金品を支給するために要する費用は業務委託のために要する費用等として交際費等に該当しない。 ②△</p>
3	<p>支出した 900,000 円は交際費等に該当する。 ②△</p> <p>観光バスやタクシーの運転手のほか、旅行会社の添乗員等の事業に関係ある者等に対する、謝礼等として支出する金品の費用は、接待・供応・慰安・贈答その他これらに類する行為のために支出するものとして交際費等の金額に含まれる。</p> <p>②△</p>

## Z-69-D 【第二問】 解 答

## 問 I

租税公課・納税充当金に関する事項

## 問 1

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・流出の別)	計算過程
損金計上納税充当金 48,750,000 (加算・留保) ①×	46,700,000 - {36,800,000 - (20,610,000 + 18,240,000)} = 48,750,000
納税充当金支出事業税等 3,490,000 (減算・留保) ①△	18,240,000 - (12,200,000 + 2,550,000) = 3,490,000
損金計上法人税等 12,990,000 (加算・留保) ①◎	13,100,000 - 110,000 = 12,990,000
損金計上住民税 2,740,000 (加算・留保) ①◎	2,800,000 - 60,000 = 2,740,000
損金計上附帯税等 250,000 (加算・流出) ①◎	110,000 + 80,000 + 60,000 = 250,000
仮払税金減算 19,700,000 (加算・留保) ①◎	13,100,000 + 3,800,000 + 2,800,000 = 19,700,000
未払事業所税加算 1,080,000 (加算・留保) ①◎	
役員給与損金不算入額 20,000 (加算・流出) ①◎	

リース取引に関する事項

問2

所有権移転外リース取引又は所有権移転リース取引のいずれに該当するか	判断の理由
所有権移転リース取引に該当する ①◎	リース期間終了後には、無償で当社に譲渡される契約になっているため ①◎

問3

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・流出の別)	計算過程
税務調整すべき金額はなし (特別償却限度額のうち、特別償却不足額の12,650,000円を繰越し)	(1) 判定 ① 取得価額 $48,000,000 + 400,000 + 2,600,000 = 51,000,000$ ② 償却額 $51,000,000 \times 0.200 = 10,200,000$ ③ 保証額 $51,000,000 \times 0.06552 = 3,341,520$ ④ ② $\geq$ ③ ∴ 通常 (2) 償却限度額 ① 普通 $51,000,000 \times 0.200 \times 7/12 = 5,950,000$ ①◎ ② 特別 $51,000,000 \times 30\% = 15,300,000$ ③ ① + ② = 21,250,000 円 (3) 償却超過額 $(800,000 \times 7 \text{月} + 400,000 + 2,600,000) - 21,250,000 = \Delta 12,650,000$ (4) 繰越額 $15,300,000 > 12,650,000 \quad \therefore 12,650,000 \text{円 (繰越)} \text{ ①}\Delta$ (注) 問題文では指示はないが、当社は期末資本金1億円(株主はすべて個人)の内国法人であり、毎期継続して青色申告書を提出していることから、中小企業者等(適用除外事業者)に該当しないと前提)に該当するため、取得した機械装置が新品であれば特別償却が可能であるため、リース資産である機械装置は新品であるものとして解答を作成している。



有価証券・受取配当等に関する事項

問4

みなし配当金の金額	計算過程
1,140,000 ②〇	(1) 交付金銭等 3,500,000 (2) 資本金等の額 ① $80,000,000 \times 0.295^{(注)} = 23,600,000$ (注) $\frac{35,000,000}{400,000,000 - 281,000,000} = 0.295 \text{ (小数点以下3位未満切上)} \text{ ①〇}$ ② $23,600,000 \times \frac{14,000 \text{ 株}}{140,000 \text{ 株}} = 2,360,000$ (3) (1)-(2)=1,140,000

問5

計算過程
(有価証券) 1. B社株式 (1) 従前の帳簿価額 $500 \times 14,000 \text{ 株} = 7,000,000$ (2) 税務上簿価 $7,000,000 - 7,000,000 \times 0.295 = 4,935,000$ ①〇 (3) 会計上簿価 $500 \times 14,000 \text{ 株} - 3,142,650 = 3,857,350$ (4) (2)-(3)=1,077,650  2. D社株式 (1) 税務上簿価 $\frac{40,000 \text{ 株} \times 160 + 20,000 \text{ 株} \times 145}{40,000 \text{ 株} + 20,000 \text{ 株}} = 155$ $\frac{60,000 \text{ 株} \times 155 + 15,000 \text{ 株} \times 130}{60,000 \text{ 株} + 15,000 \text{ 株}} = 150$ $60,000 \text{ 株} \times 150 \text{ 円} = 9,000,000 \text{ 円}$ ①〇 (移動平均法の単価計算を行っている場合) (2) 会社上簿価 $(40,000 \text{ 株} \times 160 + 20,000 \text{ 株} \times 145 + 15,000 \text{ 株} \times 130) - (160 \times 15,000 \text{ 株}) = 8,850,000$ (3) (1)-(2)=150,000  3. E社株式 (売買目的有価証券) (1) 税務上簿価 $450 \text{ 株} \times (20,000 \text{ 株} - 10,000 \text{ 株}) = 4,500,000$ (2) 会社上簿価 4,500,000

## 問5 続き

## 計算過程

(3)  $(1)-(2)=0$

(4) 期末時価  $405 \times (20,000 \text{ 株} - 10,000 \text{ 株}) = \underline{4,050,000}$  ①◎

(5)  $(4)-(1) = \triangle 450,000$

(受取配当等の益金不算入額)

(1) 受取配当等の額

C社株式：名義株式に係る配当等は益金不算入の対象、かつ  $5\% < 30\% \leq 1/3$  ∴ その他の株式等D社株式：  $60,000 \text{ 株} / 100,000 \text{ 株} = 60\% > 1/3$  ∴ 関連法人株式E社株式：  $5\% \leq 5\%$  ∴ 非支配目的株式等

① 関連法人株式等

$600,000 - \text{(注)} 40,000 = 560,000$

(注)

$$a \quad 15,000 \text{ 株} \times \frac{60,000 \text{ 株} \times \frac{20,000 \text{ 株}}{40,000 \text{ 株} + 20,000 \text{ 株}}}{60,000 \text{ 株} + 15,000 \text{ 株}} = 4,000 \text{ 株}$$

$$b \quad \frac{600,000}{60,000 \text{ 株}} \times 4,000 \text{ 株} = \underline{40,000}$$
 ①◎

② その他の株式等  $1,140,000 + 780,000 = \underline{1,920,000}$  ①◎

③ 非支配目的株式等 100,000

## 問5 続き

## 計算過程

## (2) 控除負債利子

## ① 原則法

イ 支払利子総額

○ 売上割引料、割賦購入資産の取得価額に算入した割賦利息は支払利子総額に含まれない。

$$1,280,000 + 3,300,000 + 600,000 + 540,000 + 2,930,000 + 950,000 = \underline{9,600,000} \quad \text{①} \times$$

ロ 株式等の簿価

$$\underline{9,000,000} \quad \text{①} \Delta$$

ハ 総資産の簿価

$$395,522,000 + 1,300,000 + 299,238,000 + 1,500,000 = \underline{697,560,000} \quad \text{①} \bigcirc$$

二 控除額

$$9,600,000 \times \frac{9,000,000}{697,560,000} = 123,860$$

## ② 簡便法

イ 支払利子総額 9,600,000

ロ 控除割合 (小数点以下3位未満切捨)

$$\frac{144,100 + 133,600}{9,720,000 + 9,430,000} = 0.01450 \rightarrow \underline{0.014} \quad \text{①} \bigcirc$$

ハ 控除額

$$9,600,000 \times 0.014 = 134,400$$

③ ① &lt; ② ∴ 123,860

## (3) 益金不算入額

$$(560,000 - 123,860) + 1,920,000 \times 50\% + 100,000 \times 20\% = 1,416,160$$

(控除所得税額)

## 1. 株式・出資

## (1) 原則法

① D社株式:

$$122,520 \times (40,000 \text{株} / 60,000 \text{株}) + 122,520 \times (20,000 \text{株} / 60,000 \text{株}) \times 1/12 (0.084) = 85,110$$

② E社株式:  $20,420 \times 5/12 (0.417) = 8,515$ 

③ C社株式: 159,276

④ ① + ② + ③ = 252,901 ① ⓪

## (2) 簡便法

① D社株式

$$122,520 \times \frac{40,000 \text{株} + (60,000 \text{株} - 40,000 \text{株}) \times 1/2}{60,000 \text{株}} (0.834) = 102,181$$

② E社株式:  $20,420 \times 1/2 (0.500) = 10,210$ 

③ C社株式: 159,276

④ ① + ② + ③ = 271,667

(3) ① &lt; ② ∴ 271,667

問5 続き

2. その他 357,350 ①◎

3. 1. + 2. =629,017

加算調整すべき項目及び金額（留保・流出の別）

B社株式加算 1,077,650（留保） ②○

D社株式加算 150,000（留保） ②○

法人税額から控除される所得税額 629,017（流出） ②○

減算調整すべき項目及び金額（留保・流出の別）

E社株式時価評価損減算 450,000（留保） ②○

受取配当等の益金不算入額 1,416,160（流出） ①×

問Ⅱ

棚卸資産に関する事項

問6

(法人税法上甲社に適用される当該棚卸資産に係る評価方法)  
最終仕入原価法による原価法 ①△

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・流出の別)	計 算 過 程
H商品評価損損金不算入額 600,000 (加算・留保) ①◎  I商品評価損損金不算入額 1,900,000 (加算・留保) ①◎  J商品評価損損金不算入額 100,000 (加算・留保) ①◎	$1,300,000 - (2,400,000 - 1,200,000) = 100,000$

減価償却資産に関する事項

問7

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・流出の別)	計 算 過 程
(K建物) 減価償却超過額 40,000 (加算・留保) ②◎	(1) 償却限度額 $40,000,000 \times 0.9 \times 0.020 \times 6/12 = 360,000$ (2) 償却超過額 $400,000 - 360,000 = 40,000$

<p>(L機械装置) 減価償却超過額 96,277 (加算・留保) ②◎</p> <p>(M器具備品) 一括償却資産損金算入超過額認容 30,000 (減算・留保) ①△</p>	<p>(1) 判定 ① 償却額 <math>(6,950,646 + 68,400 \text{ 円}) \times 0.286 = 2,007,447</math> ② 保証額 <math>13,500,000 \times 0.08680 = 1,171,800</math> ③ ① ≥ ② 通常</p> <p>(2) 償却限度額 <math>(6,950,646 + 68,400) \times 0.286 \times 6/12 = 1,003,723</math></p> <p>(3) 償却超過額 <math>1,100,000 - 1,003,723 = 96,277</math></p> <p>(1) 損金算入限度額 <math>180,000 \times 6/36 = 30,000</math> (2) 損金算入不足額 <math>0 - 30,000 = \triangle 30,000</math> (3) 認容額 <math>30,000 &lt; 120,000 \therefore 30,000</math></p>
---	--

役員給与に関する事項

問8

<p>税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・流出の別)</p>	<p>計算過程</p>
<p>(Nに関して)</p>	<p>調整すべき金額はない。 ②○</p> <p>合併前後において、実質的に、その役員の職務内容に変更がなく、また、その役員の職務に対する役員給与の支給額が何ら変更されていない場合には、その役員給与の額は定期同額給与として取り扱って差し支えない。</p>

問8 続き

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・流出の別)	計算過程
(〇に関して) 役員給与損金不算入額 600,000 (加算・流出) ②△	$100,000 \times 6 \text{ 月} = 600,000$  乙社の非常勤取締役としての職制上の地位は、合併後の甲社に承継されていない。したがって、〇の甲社における役員の職制上の地位の変更(臨時改定事由)はなく、1月当たり増額分の10万円(10万円×6月)が損金不算入となる。

繰越欠損金に関する事項

問9

<p>(欠損金額の当期控除額及びその計算過程)</p> <p>○ 甲社は乙社の設立以来、当該株式の全部を保有し、当該合併は法人税法上に規定する<u>適格合併</u>に該当するため、甲社は乙社の適格合併の前日10年内事業年度において生じた未処理欠損金額は、<u>合併法人において生じた欠損金額とみなし、引継ぐことができる。</u> ①×</p> <p>○ ただし、平成30年4月1日前に終了した事業年度において生じた欠損金額については、繰越期間は9年であるため、乙社の第11期の欠損金額は甲社に引き継がれない。</p> <p>(1) 乙社の最後事業年度(第20期)における第11期の未処理欠損金額の残高  <math>8,800,000 - 2,200,000 \text{ (第13期)} - \text{(注1)} 896,000 - \text{(注2)} 577,500 - \text{(注2)} 3,385,000 = 1,741,500</math>                      →1,741,500は、第20期で期限切れとなるため、甲社へは引き継がれない。                      (注1) 第15期: <math>8,800,000 - 2,200,000 = 6,600,000 &gt; 1,120,000 \times 80\% = 896,000 \quad \therefore 896,000</math>                      (注2) 第19期: <math>6,600,000 - 896,000 = 5,704,000 &gt; 1,050,000 \times 55\% = 577,500 \quad \therefore 577,500</math>                      (注3) 第20期: <math>5,704,000 - 577,500 = 5,126,500 &gt; 6,770,000 \times 50\% = 3,385,000 \quad \therefore 3,385,000</math></p> <p>(2) 甲社へ引き継がれる乙社の未処理欠損金額  <math>6,640,000 + 1,500,000 + 1,690,000 + 3,530,000 + 480,000 = 13,840,000</math></p> <p>(3) 損金算入限度額  <math>17,680,000 \times 50\% = 8,840,000 \quad \text{①} \times</math></p> <p>(4) 欠損金額の当期控除額                      (2) &gt; (3) <math>\therefore 8,840,000</math></p>
---

## 第 69 回 税 理 士 試 験 法 人 税 法 講 評

### 1 理論 [第一問]

#### 問 1

事業年度からの出題である。ストレートな出題では第 42 回（平成 4 年）以来の出題である。  
理論問題集及び直前理論予想では共に C ランクからの出題であったため、正確に暗記されていた方は  
少なかったものと考えられる。

ただし、直前期の第 26 回のレジュメでは、

#### 2 理論暗記

全ての理論を完璧に暗記できればそれにこしたことはありませんが、それは簡単ではありません。全  
部完璧が無理なら以下のメリハリをつけて暗記してください。

##### (1) 重要度ランクによるメリハリ

- ① AA ランク理論は完璧に、A ランクはほぼ完璧に暗記
- ② B ランク理論は大体書けるように
- ③ C ランク理論は、タイトル、キーワード、あらすじ程度は最低書けるように
- ④ D ランク理論も一通り読んで内容は確認する

と書いているので、

##### (1) 事業年度の意義

こちらはタイトルをしっかり書くとともに、ある程度の内容まで書けているかどうか。

##### (2) みなし事業年度

こちらは理論問題集のタイトルに★をつけているので、ここだけでも覚えていればかなり有利である。  
なお、みなし事業年度については、連結法人ではあるが、直前答練第 1 回の理論問題で触れている。  
解答に当たっては、理論問題集の

- (4) 清算中の内国法人が事業年度の中途において継続した場合  
を書いて頂いても勿論正解である。

クレールでの出題：基礎期の総合確認テスト第 2 回（理論）

#### 問 2 事業年度（理論重要度ランキング C）

#### 問 2

交際費等からの出題である。第 51 回（平成 13 年）以来の出題である。

理論問題集及び直前理論予想では共に B ランクからの出題であったため、ある程度暗記されていた方  
は多かったものと考えられる。

##### (1) 交際費等の意義

理論問題集では、「1. 意義」「2. 損金不算入額」共に★をつけているので、ここは書けて欲しいと  
ころである。(2)の設問にある「交際費等から除かれる費用」を勢いで書いてしまったとしても、そのよ  
うな受験生は多いものと考えられ、減点対象にはならないものと考えられる。

##### (2) 交際費等から除かれる費用

まず、(1) 交際費等の意義で「除かれる費用」を書いてしまった場合に、重ねてここで論述できたか



どうかポイントである。重複するからと言って、租税特別措置法関係通達に関連するもの（応用テキスト 175 頁以下（交際費の例示と類似費用の中の交際費の具体的な範囲）を書いても、問題文では「租税特別措置法及び同施行令に定められているもの」とあるので、得点は期待できないものと考えられる。ちなみに条文を下記に記載すると、

#### <租税特別措置法>

##### (交際費等の損金不算入)

第六十一条の四

1～3 省略

4 第一項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下この項において「接待等」という。）のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号において「飲食費」という。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう。

一 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

二 飲食費であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用

三 前二号に掲げる費用のほか政令で定める費用

#### <租税特別措置法施行令>

##### (交際費等の範囲)

第三十七条の五 法第六十一条の四第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する飲食費として支出する金額を当該飲食費に係る飲食その他これに類する行為に参加した者の数で除して計算した金額とし、同号に規定する政令で定める金額は、五千円とする。

2 法第六十一条の四第四項第三号に規定する政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手拭いその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用

二 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用

三 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用

となる。理論問題集では、措置法 61 条の 4 の 1 号、2 号を中心に、施行令の部分「③ 上記のほか、広告宣伝、会議、取材等に通常要する費用」としているため、この部分を「広告宣伝」「会議」「取材等」の 3 つに分けることができれば、問題文でいう「5 つ」となる。

応用テキスト 175 頁の「3. 交際費等に該当しないもの」としても 5 つ記載があるので、ここを思いだして頂いても十分解答になるものと考えられる。

#### (3) 交際費等の損金算入限度額

こちらは 理論問題集で「2. 損金不算入額」に★をつけているが、仮に覚えていなくとも、計算の知識から十分に解答が可能である。ただし、定額控除限度額の明細書添付を必要とする手続規定は書けなくとも合否には影響しないものと考えられる。

#### (4) 接待飲食費の意義

理論問題集では、「1. 意義」に★をつけているので、ここは書いて欲しいところである。

(5) 〔事実関係〕を題材として問題

こちらは交際費等に該当するか否かの結論はまず合わせておきたい。その際には該当の有無だけでなく、支出額〇〇〇円は・・・という形で金額についても触れておく必要がある（特に〔事実関係〕1）。

〔事実関係〕1

措置法通達からの出題である。こちらは応用テキスト175頁の記述を基に解答を作成している。問題文の「得意先を旅行へ招待」という言葉から交際費等に該当することはすぐに理解できるであろう。問題は、不参加者への支出額であるが、こちらも結論的には交際費等に該当することとなる。

〔事実関係〕2

措置法通達からの出題である。こちらは問題文の「当社の従業員と同様の条件を満たす者に対しても表彰金を支給」という言葉からある程度は推測できたと考えられる。理由としては、解答通りではなくとも、上記問題文の文章を使って解答頂いても正解になるものと考えられる。

〔事実関係〕3

裁判の判決からの出題である。なお、裁判例（ドライブイン事件（東京地裁昭和50.6.24、東京高裁昭和52.11.30））がある。判決では、ドライブインが観光バスの運転手等に交付したチップは交際費等に該当する、とされた。

問題を解くうえでのキーワードとしては、問題文中の「謝礼等」という言葉である。また、謝礼等を支払う相手が「事業者」ではなく「事業者の従業員」であることから、謝礼等（チップ）を相手先において確定申告をすることが期待できないことから、支出側で交際費等に該当するものと判断できたかどうかポイントになる。

クレアールでの出題：基礎答練 第2回（理論）

問36 交際費等（理論重要度ランキングB）

### 3 計算 [第二問]

#### 問 I

- ・租税公課・納税充当金に関する事項

#### 問 1

納税充当金が難問であった。特に損金計上納税充当金の 48,750,000 円

こちらは、問題文の資料の出し方が普段通りと異なり、期首現在額から期中減少額の 2 項目を差し引くと納税充当金がマイナス残高となるため、結果的にはここは解けないと踏んでパスした受験生の方が得策であったろう。納税充当金支出事業税等については、期中減少額のうち、前期確定申告分の納付による取崩しの事業税の金額をそのまま調整して頂ければ良かった。

ちなみに、損金計上納税充当金の計算方法であるが、

納税充当金			
借方	金額	貸方	金額
期中減少	20,610,000	期首	36,800,000
	18,240,000	当期増加	( )
期末	46,700,000		
小計	85,550,000	小計	85,550,000

上記納税充当金勘定の貸方の当期増加の ( ) 内の金額を求め (48,750,000 円となる)、これを税務仕訳では、

(借) 租税公課 ××× (貸) 納税充当金 ×××

と出来れば、解答することができる。

- ・リース取引に関する事項

#### 問 3

問題文にリース資産である機械装置が新品か中古品かを触れていないため、中古品と仮定し、特別償却をしない解答も正解と考えられる。その場合には、計算過程欄に「中古品である旨」を一言コメントして頂くと良いものと考えられる (解答のように新品を前提として特別償却をする場合も同様である。)

- ・有価証券・受取配当等に関する事項

#### 問 4

資本の払戻し (資本剰余金が減少するもの) に関するみなし配当の計算については、応用答練 第 3 回の理論問題でも計算例を解いて頂いているので、十分に解答は出来たはずである。問題は計算したみなし配当の金額に対して、源泉徴収税額 357,350 円が合わないことである。みなし配当の金額 1,140,000 円の  $20.42\% = 232,788$  円であるため、数字が合わず自分の計算が間違っているかもしれないと考えた受験生も多いはずである。ここは、自らの計算を信じる事が出来たかどうかポイントであるし、あとは資本金等の額の端数処理の計算さえ間違っていなければ正解は出せたはずである。

#### 問 5

D社株式:

有価証券の期末評価における単価計算は、法定算出方法の移動平均法なので、計算過程ではそれを意識した解答が必要となる (総平均法でも計算結果が同じとなるため)。

受取配当等の益金不算入額：

- ・久しぶりの短期所有株式等に関する出題であるが、難易度は高くないため、比較的解きやすかったはずである。
- ・支払利子総額は、割賦利息を除外出来たかどうかのポイントである。
- ・株式等の簿価は、D社株式が前期末時点において、関連法人株式等の要件を満たしていない（所有期間）いないため、当期末分だけとなる。
- ・総資産の簿価は、貸倒引当金は加算するということが分かっていたら簡単である。
- ・簡便法の控除割合は、端数処理だけがポイントである。

控除所得税額：

久しぶりの期間按分まで計算させる問題である。短株とE社株式が保有期間5ヶ月であることを考慮すると、明らかに簡便法有利であるが、原則法の計算結果にも配点があるものと考えて、解答を作成している。

みなし配当に関する源泉徴収税額は問題で与えられた金額を控除の対象としている。

外国子会社配当と外国源泉税：

問題文で明確に指示が出ていないので、解答には含めていない。ただし、受験生の中には、解答された方も多いいものと考えられるが、減点対象にはならないものと考えられる（加点対象となるかどうか微妙である）。

問 I

- ・棚卸資産に関する事項

問 6

棚卸資産の評価方法：最終仕入原価法による原価法

こちらは、特訓答練 第6回の理論で棚卸資産の法定評価方法を出題している。

合併が行われた場合の棚卸資産の評価方法（合併法人の評価方法に合わせる場合）については、国税庁HPに記載がある。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/33/18.htm>

そのHPの文中では、「吸収合併が行われた場合は、被合併法人が消滅し、合併法人が存続することから、合併法人がすでに評価方法を選択している事業と同じ事業の移転を受けた場合には、**合併法人がすでに選定していた評価方法**によることとなります。」とあり、問題文で合併法人である甲社は選定の届出をしていないことから、最終仕入原価法による原価法となる。

評価損益：

原価法という事であれば、評価損益は解きやすかったものと考えられる。

- ・減価償却資産に関する事項

問 7

応用答練 第6回で本論点は出題しているので、十分に解答可能であったものと考えられる。

建物、機械装置：

こちらは、問題文で「乙社が償却限度額の計算の基礎としていた耐用年数を使用する」とあるので、乙社における償却計算を引き継ぐというイメージで解答ができるものと考えられる。

M器具備品：

こちらは損金算入限度額の計算上、「6/36」と出来たかどうかのポイントである。

- ・役員給与に関する事項

解答参照

- ・繰越欠損金に関する事項

問8

本年本試験計算問題の中で最も解答しづらくパスした受験生も多いものと考えられる。

もし、手を付けるとすれば、本件合併が税制適格合併に該当し、甲社は乙社の設立以来継続してその株式の全部を保有しているため、欠損金の引継ぎが出来る旨のコメントと、甲社における欠損金額の当期控除額の計算上、所得金額の50%が限度額となる旨を計算過程で示せていれば、十分であるものと考えられる。

## ■合格ライン

### 問1 理論問題

	点数	ボーダー	合格
○	31点	24点	27点
△	17点	9点	11点
×	2点	—	—
<b>合計</b>	<b>50点</b>	<b>33点</b>	<b>38点</b>

### 問2 計算問題

	点数	ボーダー	合格
◎	21点	17点	19点
○	17点	12点	14点
△	7点	3点	4点
×	5点	—	—
<b>合計</b>	<b>50点</b>	<b>32点</b>	<b>37点</b>

### 全体のボーダーラインと合格確実点

ボーダーラインは理論・計算合計で63～67点、合格確実点は73～77点とみる。